



# 埼玉県報

第 2886 号  
平成 29 年(2017 年)  
3 月 28 日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(改革推進課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例のあらまし(県政情報センター)
- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(消防防災課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例のあらまし(医療整備課)
- 埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例のあらまし(医療整備課)
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県農林水産業振興条例のあらまし(農業政策課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(経営管理課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例のあらまし(生涯学習文化財課)
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(警務課)

### 条例

- 埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(改革推進課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)
- 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(県政情報センター)
- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例(消防防災課)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例（医療整備課）
- 埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例（医療整備課）
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（疾病対策課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県農林水産業振興条例（農業政策課）
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（経営管理課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例（生涯学習文化財課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）

## 規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）
- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則（少子政策課）

## 管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 矢来用水堰土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しの縦覧（農村整備課）
- 中里用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（桜木 1 号線）（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（桜木 2 号線）（道路街路課）
- 東松山都市計画事業嵐山町平沢土地地区画整理事業の事業計画の変更（第 6 回）（市街地整備課）
- 羽生都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 県営都市公園（埼玉スタジアム 2002 公園）の区域の変更（公園スタジアム課）
- 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類（建築安全課）
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類（建築安全課）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道平方東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

- 県道さいたま幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（公営企業・財務課）
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）

## 雑報

- 飯能市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 加須市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 東松山市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 入間市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例（埼玉県条例第三号）（財政課）

### 一 趣旨

公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公共施設長寿命化等推進基金を設置するための条例の制定

### 二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

### 一 趣旨

埼玉県立循環器・呼吸器病センターの診療体制の充実等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千三百六十三人 ↓ 二千四百一人（十三十八人）

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

### 二 内容

指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人コスモス・アース（さいたま市）

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ（宮代町）

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（県政情報センター）

### 一 趣旨

個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ、個人情報の定義の明確化等の規定の整備をするための改正

### 二 内容

#### (一) 埼玉県個人情報保護条例の一部改正

##### ア 個人情報の定義の明確化

イ 信条や病歴等の特に慎重な取扱いを要する個人情報を「要配慮個人情報」として規定

ウ 個人情報を取扱う小規模事業者に関する規定の削除

エ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う情報提供等記録に関する規定の整備

オ その他の規定の整備

#### (二) 埼玉県情報公開条例の一部改正

ア 情報公開に際して不開示となる個人情報の定義の明確化

イ その他の規定の整備

### 三 施行期日

平成二十九年五月三十日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（消防防災課）

### 一 趣旨

山岳遭難に係る県の防災ヘリコプターによる救助について手数料を徴収するた  
めの改正

### 二 内容

県内の山岳において遭難した登山者等を県の防災ヘリコプターで救助した場合  
に、当該遭難をした登山者等から知事が告示で定める額の手数料を徴収する。

### 三 施行期日

平成三十年一月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正を行う。

### 二 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型に係る運営に関する基準等を改定する。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービスに係る運営に関する基準を改定等するための改正

### 二 内容

- (一) 指定放課後等デイサービスに係る運営に関する基準を改定
- (二) 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改定

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十号）（医療整備課）

### 一 趣旨

埼玉県医療施設耐震化基金を充当する事業が平成二十八年度末をもって終了するため、埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する。

### 二 内容

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を促進するため、国は平成二十一年度に医療施設耐震化臨時特例交付金制度を創設し、平成二十四年度まで各道府県に交付してきた。

本県では、この交付金を埼玉県医療施設耐震化基金に積み立て、国の承認を受けた病院耐震化工事に対して同基金を財源として補助してきた。

平成二十八年度末をもって同基金を充当する事業が全て終了するため、埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十一号）（医療整備課）

### 一 趣旨

埼玉県地域医療再生基金を充当する事業が平成二十八年度末をもって終了するため、埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する。

### 二 内容

地域の医師確保、救急医療の強化など、地域医療に係る課題解決を支援するため、国は平成二十一年度に地域医療再生臨時特例交付金制度を創設し平成二十四年度まで各都道府県に交付してきた。

本県では、この交付金を埼玉県地域医療再生基金に積み立て、国の承認を受けた事業の実施に当たり同基金を財源として充当してきた。

平成二十八年度末をもって同基金を充当する事業が全て終了するため、埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）  
（疾病対策課）

### 一 趣旨

地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期限が平成二十九年度末に延長されたことに伴い、埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長する。

### 二 内容

設置期間を平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十一日に改める。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）  
（産業支援課）

### 一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターの依頼試験に係る手数料を定める。

### 二 内容

次の二点を条例に追加する。

・液体クロマトグラフ質量分析装置による分析 一試料一測定

二〇、〇〇〇円

・大型X線CT装置による測定 一時間 一六、一〇〇円

### 三 施行期日

公布の日

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県農林水産業振興条例（埼玉県条例第十四号）（農業政策課）

## 一 趣旨

農林水産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに農林漁業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、農林水産業の振興に関し必要な事項を定めることにより、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県における農林水産業の持続的発展及び県民の豊かな生活の向上に寄与するための条例

## 二 内容

### (一) 定義

本条例における用語の定義

### (二) 基本理念

ア 農林水産業の産業としての競争力の強化

イ 農林水産業の持続的経営の確保

ウ 農林水産業及び農山村の有する多面的機能の発揮

エ 良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給

### (三) 県等の責務及び役割

ア 県の責務

施策の総合的かつ計画的な推進

イ 農林漁業者等の役割

基本理念の実現への積極的な取組等

ウ 県民の役割

農林水産業の重要性に係る認識の深化等

### (四) 基本計画

基本計画の策定、実施状況の議会への報告等

### (五) 主要な施策

ア 良質かつ安全な農林水産物の安定供給等

イ 多様な担い手の育成及び確保

ウ 優良農地の確保及び有効利用

エ 生産基盤の整備

オ 生産、流通、販売等の体制の整備

カ 試験研究の推進等

キ 先端的な情報通信技術等の活用



ク 鳥獣等による被害の防止等

ケ 地産地消の促進等

コ 農山村の振興

サ 県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進等

シ 都市農業の振興

ス 関係団体との連携の強化等

(六) 施策の推進

ア 支援体制の整備

イ 財政上の措置

三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収するための改正

### 二 内容

#### (一) 埼玉県手数料条例の一部改正

##### ア 手数料の新設等

(例) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 二十七万七千円（床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満・モデル建物法によるもの）

##### イ 規定の整備

#### (二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（経営管理課）

### 一 趣旨

病院事業に係る料金を新たに設定する等するための改正

### 二 内容

- (一) 病院が表示する診療時間以外の時間における診察の上限額の新設
- (二) 非紹介患者の初診の上限額の改定

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（県立学校人事課）

### 一 趣旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正によりさいたま市の義務教育諸学校等の教職員が県費負担教職員から除外されることに伴い、並びに高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

### 二 内容

学校職員の定数の改定

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（生涯学習文化財課）

### 一 趣旨

埼玉県美術作品取得基金の一部を処分することができるように規定の整備を行うための改正

### 二 内容

一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができるものとする。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（警務課）

### 一 趣旨

平成二十九年年度における警察官六十四人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

### 二 内容

平成二十九年年度における警察官六十四人の増員に伴い、警視の定数「二百八十七人」を「二百八十九人」に、警部の定数「六百七十七人」を「六百八十人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千八百八十八人」を「六千九百二十六人」に、巡査の定数「三千六百八十八人」を「三千六百二十九人」に改める。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 条 例

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三号

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例

(設置)

第一条 公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公共施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(埼玉県社会福祉施設整備基金条例の廃止)

2 埼玉県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十三年埼玉県条例第四十二号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の条例に基づく埼玉県社会福祉施設整備基金に属

する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。



## 条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千三百六十三人」を「二千四百一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

11	特定非営利活動法人コスモス・アース	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目二百七十二番地
12	特定非営利活動法人きらりびとみやしろ	埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六号

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第六条第二項、第二十五条第一項及び第六十八条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則又は実施機関(知事を除く。)の規則その他の規程(以下「規則等」と

いう。)で定める記述等が含まれる個人情報という。

第三条中「(平成十五年法律第五十七号)」を削る。

第四条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第六条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十五条第一項及び第六十八条において「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改める。

第七条の見出しを「(要配慮個人情報の取扱いの制限)」に改め、同条中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第九条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十三条第一項第十号中「規則又は実施機関(知事を除く。)」の規則その他の規程(以下「規則等」という。)」を「規則等」に改め、同条第二項第十号中「第二条第七項第二号」を「第二条第九項第二号」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「至った」の下に「とき、又は第二条第四項に規定する規則等の改正により第一項第五号の二に掲げる事項に変更があった」を加える。

第十七条第三号中「含む。)」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十八条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第三十五条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条理事務関係情報照会者若しくは条理事務関係情報提供者」に、「同法」を「番号法」に改め、「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十六条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第五十一条中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、「。第五十三条において同じ」を削り、「第五十一条」を「第七十七条」に、「主務大臣の」を「個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された」に改める。

第五十三条から第五十八条までを次のように改める。

第五十三条から第五十八条まで 削除

第六十二条の見出しを「(実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理)」に改める。

第六十六条中「第二条第七項第一号」を「第二条第九項第一号」に改める。

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

第二条 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記録をいう。」の下に「第十条及び」を加える。

第十条第一号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加え、「照合することにより、」を「照合することができ、それにより」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第二条第一項に規定する実施機関が保有している同条第九項に規定する個人情報ファイルであつて、改正後の条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に改正後の条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第十三条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。

## 条 例

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第七号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（手数料）

第十条 県の区域内の山岳において遭難し、緊急運航による救助を受けた登山者等（登山者その他の山岳に立ち入った者をいい、知事が告示で定める者を除く。）は、知事が告示で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 知事は、災害、経済的困難その他の特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

附則第二項を次のように改める。

2 県は、山岳遭難に係る緊急運航の危険性を踏まえて、航空機の運航の安全をより一層確保できるよう、引き続き検討を行うものとする。

附 則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

## 条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「この節、第九十一条第六号及び第二百二十二条第五号」を「この章」に改める。

第一百七十九条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第一百八十四条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第一百八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び省令第九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第百八十五条中「第八十八条から」の下に「第九十条まで、第九十二条から」を加え、「第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十四条」と」を削る。

第三百四条第六号中「生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、「第三百九条」の下に「及び第三百三十九条の二第七号」を加える。

第三百三十九条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第三百三十九条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、「賃金及び省令第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第三百四十六条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第三百五十二条中「、第三百四条」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。



## 条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第九号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十六条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十七条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
い。

第七十七条中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に改める。

第八十条中「から第五十条まで」を「、第四十九条、第五十条」に、「及び第七十六条（第一項を除く。）」を「、第七十六条（第一項を除く。）及び第七十六条の二」に改め、「省令第五十四条の八」との下に「、第七十六条の二第三項中「第七十七条」とあるのは「第八十条」と」を加える。

第四章中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十号

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例

埼玉県医療施設耐震化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十一号

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例

埼玉県地域医療再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十二号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表第一項中

(12) イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、六〇〇
(13) 赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七〇〇
(14) 熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八一〇
(15) X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、六〇〇

(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料 一測定	二〇、〇〇〇円
(13) イオンクロマトグラフによる分析	一試料 一測定	一四、六〇〇円
(14) 赤外分光光度計による分析	一試料 一測定	四、七〇〇円
(15) 熱分析装置による分析	一試料 一測定	三、八一〇円
(16) X線回折装置による分析	一試料 一測定	九、六〇〇円

に改め、同表第三項

中

ハ 非破壊検査	X線探傷検査	一試料 一測定	六、八九〇円
---------	--------	------------	--------

を

ハ 定

		非破壊測 及び検査
(2) X線探傷検査		(1) 大型X線CT装置に よる測定
一 試料	一 測定	一 時間
六、八九〇円		一六、一〇〇円 (一時間を増す ごとに一三、六 〇〇円を加え る。)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県農林水産業振興条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十四号

埼玉県農林水産業振興条例

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 農林水産業の振興に関する基本施策

第一節 基本計画（第七条）

第二節 主要な施策（第八条―第二十条）

第三章 施策の推進（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、農林水産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに農林漁業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、農林水産業の振興に関し必要な事項を定めることにより、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県における農林水産業の持続的発展及び県民の豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農林水産業及び農山村の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農林水産業及び農山村の有する農林水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- 二 地産地消 県産の農林水産物を県内で消費し、及び利用することをいう。
- 三 バリューチェーン 生産から販売に至るまでのそれぞれの工程において価値を加えながら消費者へつなげていく価値の連鎖をいう。
- 四 埼玉ブランド 全国的に評価の高い県産の農林水産物等の銘柄をいう。
- 五 都市農業 都市及びその近郊の農地及び平地林を活用した農業をいう。
- 六 特定外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項の特定外来生物をいう。

（基本理念）



第三条 農林水産業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化すること。

二 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにすること。

三 農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。

四 消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにすること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、農林水産業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、地域の特性に配慮しながら、地域の農林漁業者及び国、市町村、農林漁業団体等と連携協力を図るものとする。

(農林漁業者、農林漁業団体等の役割)

第五条 農林漁業者及び農林漁業団体は、農林水産業の振興を図るため、農林水産業以外の多様な事業者等との連携に努めるとともに、良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給を担う主体であることを深く認識し、基本理念の実現に自ら積極的に取り組むものとする。

2 食品産業その他の関連産業の事業者及び団体は、その事業活動等を行うに当たり、県産の農林水産物の利用の促進及び付加価値の創出に努めるとともに、基本理念の実現に取り組むものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、自らの暮らしを通じて農林水産業の重要性を深く認識し、地産地消等に努めるとともに、農林漁業の体験その他の都市と農山村との地域間交流等を通じて、農林水産業及び農山村の有する多面的機能についての理解と関心を深めるものとする。

## 第二章 農林水産業の振興に関する基本施策

### 第一節 基本計画

第七条 知事は、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、農林水産業の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 4 知事は、毎年、基本計画に定められた農林水産業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

#### 第二節 主要な施策

(良質かつ安全な農林水産物の安定供給等に関する施策)

第八条 県は、良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給を図るとともに、消費者の信頼の確保を図るため、生産、流通、販売等の各段階における安全管理の取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な担い手の育成及び確保に関する施策)

第九条 県は、農林水産業の担い手を育成し、及び確保するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 経営意欲のある農林漁業者がその経営基盤を強化するために必要な生産基盤の充実、経営の多角化、家族農業経営の活性化、地域の実態に即した組織化及び法人化、創意工夫を生かして取り組む新たな事業化等に対する支援に関する施策

二 新たに就業等をしようとする者(農林漁業経営に係る後継者となる予定の者を含む。)に係る農林水産業の技術及び経営方法の習得の促進、就業等をする際における投資に対する支援、農科大学校及び農業に関する学科を有する高等学校における就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策

三 農林漁業経営における女性の役割が適正に評価される環境及び女性が農林漁業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境の整備に関する施策

四 高齢の農林漁業者がその有する経験、技術及び能力を生かし、生きがいを持つて地域で活躍できる環境の整備に関する施策

五 農林漁業者の組織等が行う農作業及び森林施業の共同化等に対する支援に関する施策

(優良農地の確保及び有効利用に関する施策)

第十条 県は、農業生産に必要な優良農地の確保及び農地の有効利用を図るため、地域の特性に応じ、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進、遊休農地の解消及び活用等のために必要な施策を講ずるものとする。

(生産基盤の整備に関する施策)

第十一条 県は、地域の特性に応じ、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業水利施設、農業用道路等の整備その他の農業生産の基盤の整備に必要な

施策を計画的に講ずるものとする。

2 前項の施策の実施に当たっては、特に、ため池その他の農業水利施設の老朽化及び自然災害による被害等を未然に防止する観点から、農業水利施設の戦略的な保全管理及び機能の強化を重点的、効率的かつ計画的に推進するものとする。

3 県は、県産の木材を安定的に供給することができる体制を構築するため、森林における林道等の路網の整備その他の林業生産の基盤の整備に必要な施策を計画的に講ずるものとする。

4 前項の施策の実施に当たっては、特に、水源の涵養<sup>かん</sup>、山地災害の防止その他の森林の有する多面にわたる機能を維持増進させる観点から、林道の整備及び治山事業を重点的、効率的かつ計画的に推進するものとする。

(生産、流通、販売等の体制の整備に関する施策)

第十二条 県は、地域の特性を生かした農林水産物の生産、流通、販売等の体制の整備を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 国内外の需要に応じた収益性の高い農林水産物に係る情報の確な把握及び当該情報を生かした生産の拡大の支援に関する施策

二 バリューチェーンの構築その他の付加価値の向上並びに埼玉ブランドの育成及び確立に関する施策

三 多様な販路の拡大及び確保、流通の合理化及び効率化の支援、農林漁業者と食品産業その他の関連産業の事業者及び消費者との仲介等に関する施策

四 加工品の原料又は材料となる農林水産物を需要に応じて安定的に生産し、及び供給することができる体制の確立に関する施策

五 農林漁業者と食品産業その他の商工業、観光産業、医療及び福祉等に係る多様な事業者との連携に対する支援に関する施策

(試験研究の推進等に関する施策)

第十三条 県は、農林水産業に係る新品種の研究開発、家畜の改良増殖、農林水産業に係る生産性の向上に資する技術の開発等に係る試験研究の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の試験研究の推進に当たっては、特に、農林水産業の産業としての競争力の強化を図る観点から、消費者等の需要及び地域の課題を踏まえ、戦略的に取り組むものとする。

3 県は、第一項の試験研究の成果の迅速な普及等を推進するものとする。  
(先端的な情報通信技術等の活用に関する施策)

第十四条 県は、農林水産業に係る経営及び作業の効率化並びに生産性の向上を図るため、先端的な情報通信技術等の活用の促進のために必要な施策を講ずるもの

とする。

(鳥獣等による被害の防止等に関する施策)

第十五条 県は、農林水産業の持続的かつ安定的な発展を図るため、鳥獣及び特定外来生物による農林水産業に係る被害の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、農林水産物の生産の安全及び助長を図るため、家畜及び養殖水産動植物の伝染性疾病並びに農林水産物及び森林に係る病害虫の発生予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進等に関する施策)

第十六条 県は、県民の豊かな食生活の実現、生産者と消費者との結び付きの強化及び地域の活性化を図るため、地産地消の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、その設置する公共施設及びその主催する行事等における地産地消の推進に率先して取り組むものとする。

3 県は、市町村が実施する公共施設における県産の木材の利用、学校給食における県産の農林水産物の利用等の地産地消の取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農山村の振興に関する施策)

第十七条 県は、農林水産業及び農山村の有する多面的機能が十分に発揮される魅力ある農山村の振興を図るため、農山村における生産基盤及び生活環境の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進等に関する施策)

第十八条 県は、県民の農林水産業及び農山村に対する理解と関心を深めるため、都市と農山村との地域間交流の促進、県民に対する農林水産業に関する情報の提供の推進及び学習の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市農業の振興に関する施策)

第十九条 県は、都市農業が都市住民に新鮮な農産物を供給するのみならず、安らぎと潤いをもたらすなど多様な機能を果たすものであることに鑑み、将来にわたる農地及び平地林の適正な維持及び保全を図るとともに、都市農業の振興を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 都市農業の経営の維持に対する支援に関する施策

二 都市農業に関する知識の普及及び啓発に関する施策

三 都市農業の有する防災、良好な景観の形成並びに県土及び環境の保全等の機能の発揮に関する施策

(関係団体との連携の強化等に関する施策)

第二十条 県は、農林水産業の持続的発展を図るため、意欲のある農林水産業の担い手の育成及び確保、農地の確保及び集積、農林水産物の生産及び販売等に関し、農林漁業者団体、消費者団体その他の関係団体との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 施策の推進

(支援体制の整備)

第二十一条 県は、農林漁業者を支援する体制の整備を図るため、農林水産業の振興のために必要な試験研究の推進、その成果の普及等を行う職員の育成及び確保(当該職員の職に係る専門的な知識及び技能の継承を含む。)並びに適正な配置に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、農林水産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、農林水産業の持続的な発展のためには、その基礎となる生産基盤の整備及び試験研究の推進が必要不可欠であることに鑑み、それらに係る事業に要する経費について、特別の配慮をす

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている埼玉農林業・農山村振興ビジョンは、第七条第一項の規定により策定された基本計画とみなす。

(見直し)

3 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十五号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第六十六号」を「第六十八号」に改め、同条第二十号中「第六十七号」を「第六十九号」に改め、同条第二十一号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同条第二十二号中「第六十九号」を「第七十一号」に改め、同条第二十三号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同条第二十四号中「第七十一号」を「第七十三号」に改め、同条第二十五号中「第七十二号」を「第七十四号」に改め、同条第二十六号中「第七十五号」を「第七十七号」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「第百四号イ及び第百八号イ」を「第百六号イ及び第百十一号イ」に改め、同項第五号中「第九十八号ハ、第百四号ハ及び第百八号ハ」を「第百号ハ、第百六号ハ及び第百十一号ハ」に改め、同項第百十一号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同号を同項第百十四号とし、同項第百十号中「第百八号金額の欄イ」を「第百十一号金額の欄イ」に、「第百八号金額の欄ロ」を「第百十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項第百九号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「第八条第二号イ」を「第十条第二号イ」に、「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項第百八号を同項第百十一号とし、同項第百七号中「(平成二十七年法律第五十三号)」を削り、「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)第八条第二号イ」を「第十条第二号イ」に、「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同号を同項第百十号とし、同項第百六号中「第百四号金額の欄イ」を「第百六号金額の欄イ」に、「第百四号金額の欄ロ」を「第百六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第二項若しくは第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第百十五号において同じ。）が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四十三万二千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万六千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七十五万九千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二十四千円

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル

---

---

未満のもの 十万二千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十一万六千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万八千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十七万九千五百円

---



<ul style="list-style-type: none"> <li>(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十四万九千円</li> <li>(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万二千円</li> </ul> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万千円</li> <li>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万五千五百円</li> <li>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百円</li> <li>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十八万千円</li> <li>(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十一万七千五百円</li> <li>(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十五万五千円</li> </ul>	

別表都市整備部の項第百五号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄ロ中「非住宅建築物」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同欄ロに次のように加え、同号を同項第百七号とする。

- (5) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（知事が別に定める場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- 
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 四万五千五百円
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 七万九千円
  - (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 十二万九千五百円
  - (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十七万五千五百円
  - (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 二十万七千円
  - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 二十四万三千円
- 

別表都市整備部の項第四百四号を同項第百六号とし、同項第百三号中「(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関が作成したものに限る。第百五号イにおいて同じ。)」を「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」に、「及び第百五号」を「及び第百七号」に改め、同号金額の欄口中「非住宅建築物」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同欄口に次のように加え、同号を同項第百五号とする。

- (5) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(知事が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 九万千円
    - (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十五万八千円
    - (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十五万九千円
    - (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十四万三千円
    - (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 四十一万四千円
    - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
-

別表都市整備部の項中第百二号を第百四号とし、第百一号を第百三号とし、同項第百号中「第九十八号金額の欄イ」を「第百号金額の欄イ」に、「第九十八号金額の欄ロ」を「第百号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二号とし、同項中第九十九号を第百一号とし、第九十八号を第百号とし、同項第九十七号金額の欄イ中「第九十九号」を「第百一号」に、「第百号」を「第百二号」に改め、同欄ロ中「第九十九号」を「第百一号」に改め、同号を同項第九十九号とし、同項中第九十六号を第九十八号とし、第三十五号から第九十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の二号を加える。

<p>百十五 建築物の</p>	<p>三十五 建築基準 法第六十条の三 第一項第三号の 規定に基づく建 築物の容積率又 は建築面積の最 低限度の特例の 許可の申請に対 する審査</p>	<p>特定用途 誘導地区 内におけ る建築物 の容積率 又は建築 面積の最 低限度の 特例許可 申請手数 料</p>	<p>十六万円</p>
<p>建築物エ</p>	<p>三十六 建築基準 法第六十条の三 第二項ただし書 の規定に基づく 建築物の高さの 最高限度の特例 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>特定用途 誘導地区 内におけ る建築物 の高さの 最高限度 の特例許 可申請手 数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定</p>	<p>別表都市整備部の項に次の一号を加える。</p>		

エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

エネルギー消費性能確保計画  
軽微変更  
該当証明  
書交付申  
請手数料

める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
十三万三千五百円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
二十一万六千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
三十万八千円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
三十七万九千五百円

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
四十四万九千円

(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
五十一万二千円

ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
五万千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
八万五千五百円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十三万八千五百円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

	<p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの      二十一万七千五百円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの      二十五万五千円</p>	<p>十八万千円</p>

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百八十一号を第三百八十五号とし、第三百六十四号から第三百八十号までを四号ずつ繰り下げ、第三百六十三号を第三百六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十七 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六十二号を第三百六十五号とし、第三百五十九号から第三百六十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三百五十八号を第三百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十一 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百五十七号を第三百五十九号とし、第二百九十四号から第三百五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二百九十三号の次に次の二号を加える。

二百九十四 特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の最低限度の特例許可申請手数料

二百九十五 特定用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表診療及び検査の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「四、三二〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 病院が表示する診療時間以外の時間における診察（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）については、一回につき八、六四〇円の範囲内において病院事業管理者が定める額

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十七号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一七九 人
	県立及び市町村立の特別支援学校		三、九七六 人
	県立及び市町村立の中学校		九、六一七 人
	市町村立小学校		一六、四〇〇 人
			一、四二八 人
			四六五 人
			五〇九 人
			一、〇一一 人

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一七九人」とあるのは「八、二四二人」と、「九、六一七人」とあるのは「九、七二一人」とする。

## 条 例

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十八号

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例

埼玉県美術作品取得基金条例（昭和五十四年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（処分）

第六条 知事は、財政上特に必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、その処分額に相当する額が減少するものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。



## 条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十九号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十七人」を「二百八十九人」に、「六百七十七人」を「六百八十人」に、「六千八百八十八人」を「六千九百二十六人」に、「三千六百八人」を「三千六百二十九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十八号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を削る。

第二十条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第三項第一号中「第九条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十条六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に

改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第

二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別表中「（第十八条関係）」を「（第十九条関係）」に改める。

## 附 則

1 この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日か

ら施行する。

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十九年埼玉県条例第六号）の施行の際現に知事が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。）第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成二十九年埼玉県条例第六号）の施行後遅滞なく」とする。

## 規 則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十九号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号イ中「母子保健施設」を「母子健康包括支援センター」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十条から第二十三条を一条ずつ繰り下げる。

第十九条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条」を「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同

条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

#### 附 則

1 この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成



二十九年埼玉県条例第六号)の施行の際現に公営企業管理者が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。)第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七項」を「第六項」に改める。

別表第四総務課の部第二項局長の専決事項の欄に次のように加える。

4 職員（局長、参事、管理部長、水道部長、契約局長、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査を除く。）が国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合における職務に専念する義務を免除すること。

別表第四水道企画課の部第三項水道部長の専決事項の欄中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 規程第十五条の規定に基づき、使用の中止又は廃止を承認すること。

### 附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同

条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

#### 附 則

1 この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成

二十九年埼玉県条例第六号)の施行の際現に知事が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。)第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十条から第二十三条を一条ずつ繰り下げる。

第十九条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同

条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

#### 附 則

1 この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成

二十九年埼玉県条例第六号)の施行の際現に埼玉県下水道事業管理者が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。)第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十六号

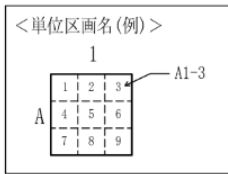
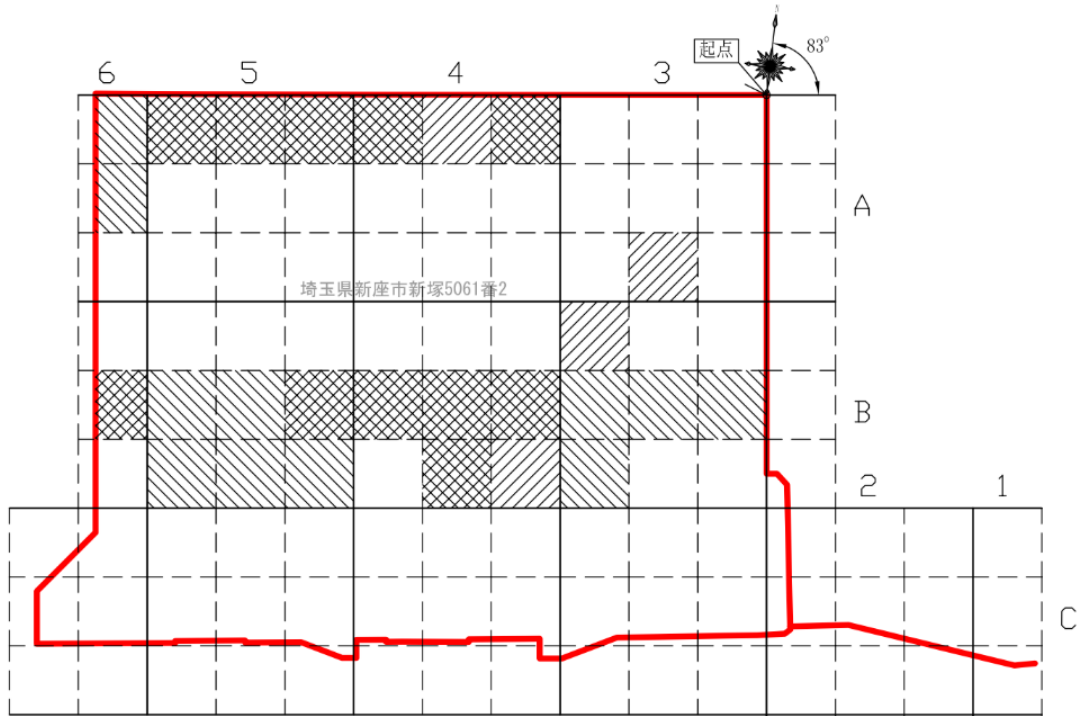
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県新座市新塚五千六十一番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



- <凡例>
- 調査対象地
  - 30m格子
  - 単位区画
  - 基準不適合区画 400.00㎡ ※重複箇所除く。  
(鉛及びその化合物、土壤溶出量)
  - 基準不適合区画 1,047.60㎡ ※重複箇所除く。  
(鉛及びその化合物、土壤含有量)
  - 基準不適合区画 1,073.14㎡  
(鉛及びその化合物、土壤溶出量及び土壤含有量)

**【起点】**  
 起点は埼玉県新座市新塚5061番2の最北端から南へ302.3m、東へ89.05mの位置とした。

**【格子の回転角度 (83° )】**  
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83° 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十七号

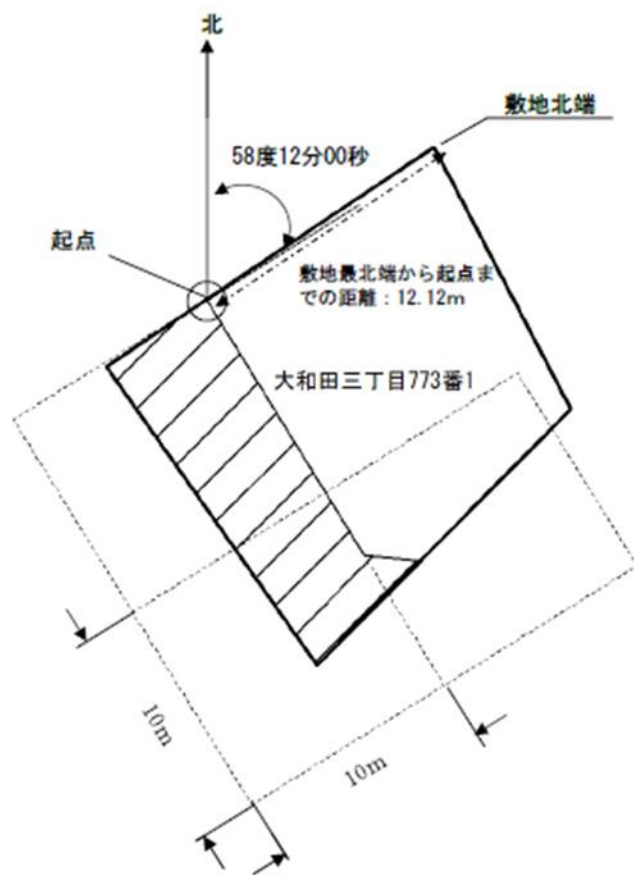
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県新座市大和田三丁目七百七十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物


別図



起点

起点は埼玉県大和田三丁目773番1の最北端から敷地境界に沿って12.12mの地点とする。

格子の回転角度：58度12分00秒

 形質変更時要届出区域に指定する区域

 敷地境界（地番境界）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十八号

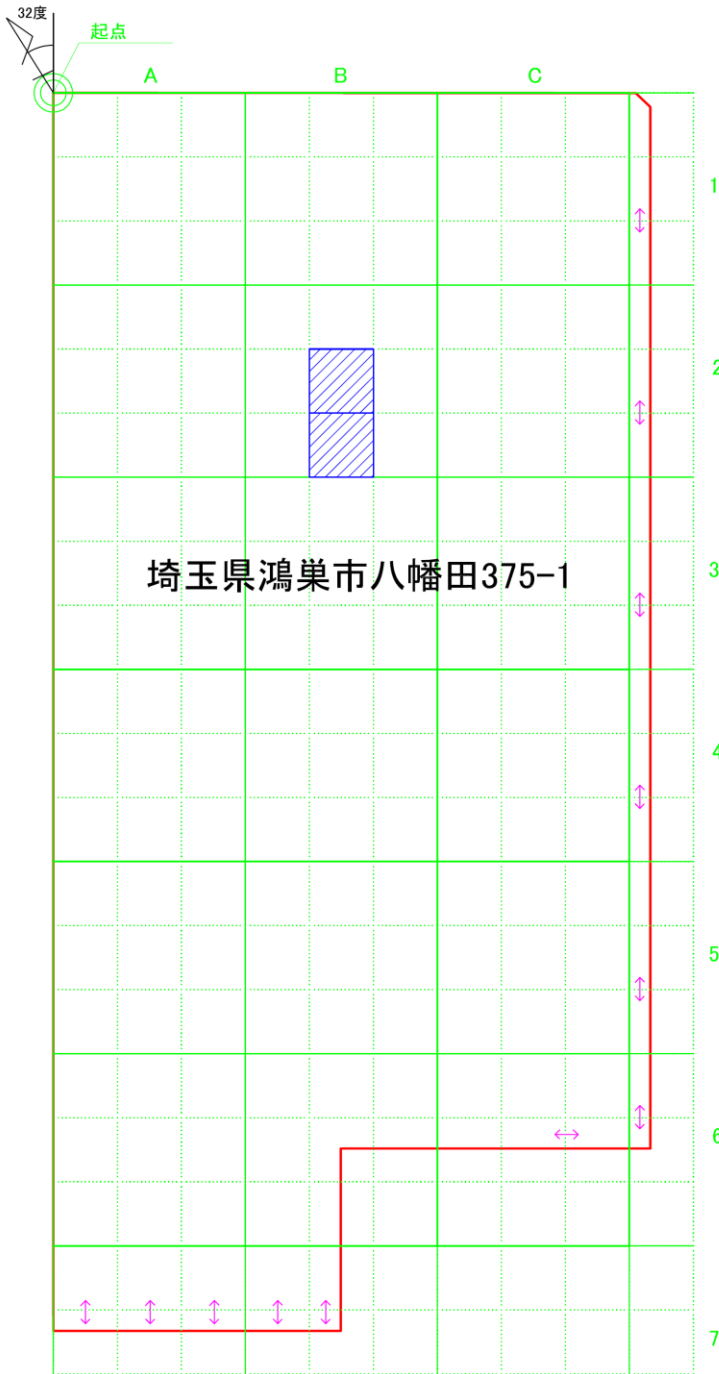
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千三百二十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市八幡田字入会三百七十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
シマジン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



- 敷地境界線
  - 10m格子
  - ↕ 区画の統合
  - 30m格子
- 
- |      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| A1-1 | 1 | 2 | 3 |
|      |   | 4 | 5 |
|      |   | 6 | 7 |
|      |   | 8 | 9 |
- 
- 形質変更時要届出区域の  
指定を解除する区画  
(200㎡)

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十九号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告示

### 埼玉県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百四十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項



大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年三月十五日

二 縦覧期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一―八―八

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計八者

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計五者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年九月二十七日

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町二―五―十四

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸博司

東京都板橋区板橋三丁目九番七号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

#### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月二日

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

#### ハ 変更年月日

平成二十七年七月二十三日外

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一―十三番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

#### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日外

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間



平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

#### ハ 変更年月日

平成二十七年七月二十三日外

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、矢来用水堰土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十九年三月二十二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次とおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十九年三月二十九日から

平成二十九年四月二十六日まで

#### 二 縦覧場所

東松山市役所

川島町役場

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、中里用水利地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十九年三月二十二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十九年三月二十九日から

平成二十九年四月二十六日まで

#### 二 縦覧場所

坂戸市役所

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十八号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

#### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

#### 三 作業地域

さいたま市西区清河寺

#### 四 作業期間

平成二十九年三月十日から平成二十九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十九号

平成二十八年埼玉県告示第千三百号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十号

平成二十九年埼玉県告示第十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十一号

平成二十八年埼玉県告示第千三百二十九号で公示した公共測量は、平成二十九年二月十七日終了した旨測量計画機関である東松山県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十二号

平成二十八年埼玉県告示第九百六十五号で公示した公共測量は、平成二十八年十一月二十二日終了した旨測量計画機関である東松山農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十三号

平成二十八年埼玉県告示第千三百四十七号で公示した公共測量は、平成二十八年十二月二十日終了した旨測量計画機関である行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十四号

平成二十八年埼玉県告示第千四百八十九号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十四日終了した旨測量計画機関である行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十五号

平成二十九年埼玉県告示第二百二十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十六号

平成二十八年埼玉県告示第千三百二十八号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十七号

平成二十八年埼玉県告示第千七百七十号で公示した公共測量は、平成二十八年十二月二十二日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十八号

平成二十八年埼玉県告示第千四百六十八号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

さいたま市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業七・四・一三号 桜木1号線

#### 三 事業施行期間

平成二十九年三月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

さいたま市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業七・五・一四号 桜木2号線

#### 三 事業施行期間

平成二十九年三月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から平成三十六年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び字上原、字中谷、字金井、字下山、字京枝、字表の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字上の一部

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川枝の一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

#### 五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

#### 六 変更認可の年月日

平成二十九年三月二十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により羽生市から羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第三百七十三号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

埼玉スタジアム2002公園

### 二 位置

埼玉県さいたま市緑区美園二丁目一番一

### 三 変更に係る区域

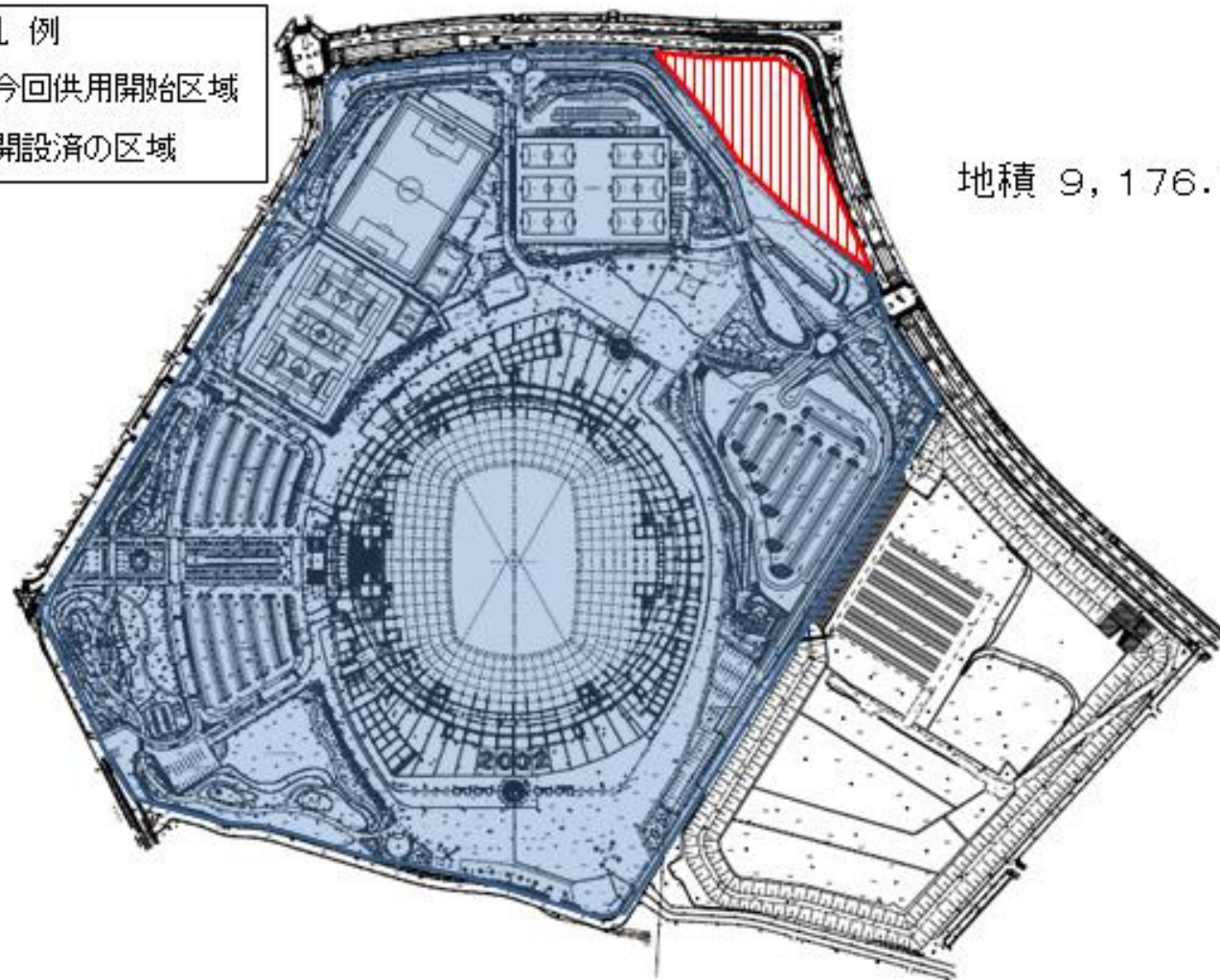
別図のとおり

### 四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十九年四月一日

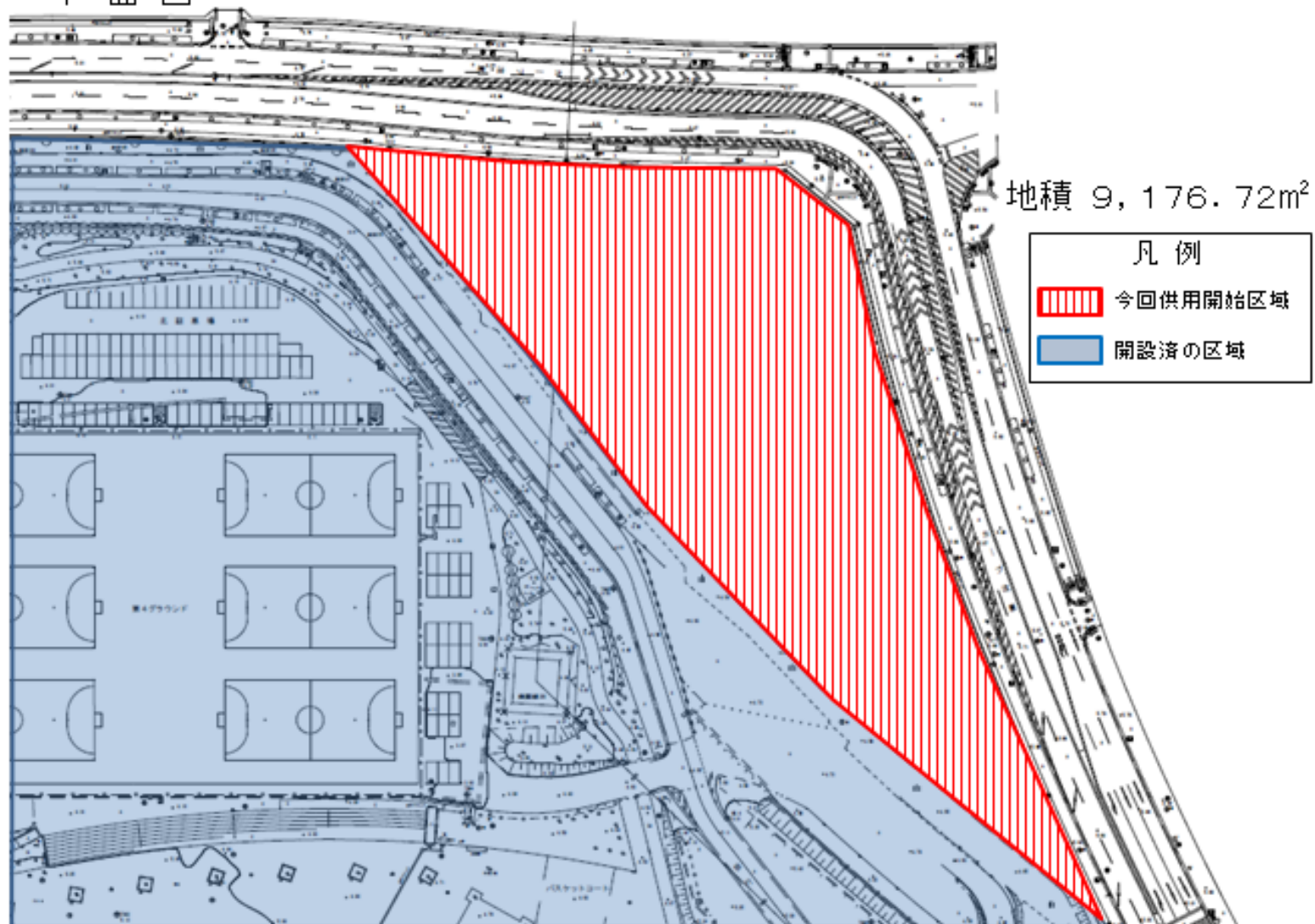
# 位置図

凡例	
	今回供用開始区域
	開設済の区域



地積 9,176.72m<sup>2</sup>

平面図



## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十四号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第五号金額の欄イ及び同項第七号金額の欄イの都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものを、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第五号金額の欄イ及び同項第七号金額の欄イの法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものは、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。）の写し



## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百五号金額の欄口及び同項第百七号金額の欄口の知事が別に定める場合を、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百五号金額の欄口及び同項第百七号金額の欄口の知事が別に定める場合は、建築物の用途ごとに建築物の形状や室用途構成などを仮定したモデル建築物に対して、申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建築物について計算する方法により、当該申請に係る建築物が一次エネルギー消費量の基準及び外皮性能の基準と同等以上の性能を有することを確認する場合とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十六号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百九号金額の欄イの知事が別に定める算定方法によって算定した床面積の合計を、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百九号金額の欄イの知事が別に定める算定方法によって算定した床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条各項に規定する床面積の合計から次に掲げる建築物の部分の床面積の合計を減じたものとする。

- 一 工場における生産エリア
- 二 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- 三 データセンターにおける電子計算機室
- 四 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第一百号金額の欄イ及び同項第一百二号金額の欄イの建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものを、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一百号金額の欄イ及び同項第一百二号金額の欄イの法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が定めるものは、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、同基準別表2―1の一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5）に適合していることを示すものに限る。）の写し

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十八号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第一百四十四号金額の欄イの建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものを、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一百四十四号金額の欄イの法第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものは、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 三 法第十二条第六項の適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十五条第二項の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
- 五 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写し
- 六 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項の建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあっては、同基準別表2―1の一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5）に適合していることを示すものに限る。）の写し

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
四一七番一地先まで	比企郡川島町大字一本木字火ノ爪四一八番一地先から	区 間
一〇・五〇〽一五・六三	一〇・一六〽一二・〇三	敷地の幅員 (メートル)
二七・一三メートル		延 長 (メートル)
道路環境整備工事		備 考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字新郷三五番三地先から 同市大字新郷一七八番七地先まで</p>		区 間
<p>二三・八〇ゝ 三五・五〇</p>	<p>二三・八〇ゝ 二三・八〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三四・〇〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考



## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路 線 名	二百五十四号
供用開始の区間	東松山市大字新郷三五番三地先 から同市大字新郷一七八番七地 先まで
供用開始の期日	平成二十九年三月二十八日
備 考	平成二十九年三月二十八日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長三四・〇〇 メートル。

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>平方東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根上根通五十 一番地一地从り同市大字鶴ヶ 曾根上根通九十八番地一地从 り</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県告示第四百六十三号 における道路予定区域の供 用開始である。延長一七 九・四メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町大字国納字沼端三一八番六地先から同郡同町大字国納字沼端三一六番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年一月二十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 二五・二八メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市下清久字宮浦六六八番二地先 から同市上清久字東道下八九番一 地	区  間
七・四四〇 九・三一	七・四四〇 七・六六	敷地の幅員 (メートル)
一七三・四七		延長 (メートル)
道路法第二十四条に基づく承認工事に よる。		備  考



## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

<p>久喜騎西線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市下清久字宮浦六六八番二地先から同市上清久字東道下八九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年三月二十八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号で告示した道路区域の供用開始である。 延長 一七三・四七メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北中曾根北大桑線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 地 先 ま で	久 喜 市 北 中 曾 根 字 川 妻 九 三 八 番 二 地 先 か ら 同 市 北 中 曾 根 字 川 妻 九 五 七 番	区  間
一 三 ・ 〇 〇 〃 一 六 ・ 五 〇	一 三 ・ 〇 〇 〃 一 九 ・ 六 〇	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル)
一 〇 八 ・ 五 〇		延 長  (メ ー ト ル)
道 路 法 第 二 十 四 条 に 基 づ く 承 認 工 事 に よ る。		備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

<p>北中曾根北大桑線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市北中曾根字川妻九三八番二地先から同市北中曾根字川妻九五七番三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年三月二十八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長 一〇八・五〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第 秩 ・ 三 号
指定に係る 道路の種類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号
指定の年月日	平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 二 日
指定に係る道路の位置	八 埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 姿 四 千 百 八 十 番
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二 十 ・ 五 八 メ ー ト ル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル



## 告示

### 埼玉県公営企業告示第十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十九年において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥野 立

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
  - 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
    - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
    - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
    - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
    - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
    - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七  
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十二号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条を削る。

第十八条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第六条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第

二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二十条中「第五条から第七条まで」を「第六条から第八条まで」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定（「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成

二十九年埼玉県条例第六号)の施行の際現に委員会が保有している同条例第一条の規定による改正後の埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この項において「新条例」という。)第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第六条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年埼玉県条例第六号)の施行後遅滞なく」とする。

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、飯能市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

飯能市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成二十一年飯能市規則第八号）別表第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、加須市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

加須市市営住宅管理条例施行規則（平成二十二年加須市規則第八十四号）

別表（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、東松山市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

東松山市市営住宅条例施行規則（平成十年東松山市規則第九号）別表第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務  
管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで



## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、入間市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

入間市市営住宅条例施行規則（平成九年入間市規則第三十二号）別表第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務  
管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで